

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	1	担当課	土木管理課
法令名	建設業法	根拠条項	25-5	不利益処 分の種類	紛争審査会委員の欠格条項該 当による解任		
(委員の解任) 第25条の5 国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。 (委員の欠格事項) 第25条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 一 破産者で復権を得ない者 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者							